(2)　厚生労働大臣は、(1)による禁止をした場合において、当該禁止に係る物品について指定薬物の指定をし、又は指定をしない旨を決定したとき等は、当該禁止を解除することとした。（第七六条の六の二第二項関係）

(3)　厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)による禁止に違反した者に対して、(2)により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができることとした。（第七六条の七の二第二項関係）

(4)　(3)による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第八六条第一項関係）

2　指定薬物及び無承認医薬品の広告禁止規定違反者に対する中止命令の創設

㈠　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は無承認医薬品の広告禁止規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができることとした。（第七二条の五第一項及び第七六条の七の二第一項関係）

㈡　㈠による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第八五条関係）

3　特定電気通信役務提供者への削除要請及び損害賠償責任の制限

㈠　厚生労働大臣又は都道府県知事は、無承認医薬品若しくは指定薬物の広告禁止規定又は販売等停止命令若しくは1の㈡の(1)による禁止に違反する広告（以下「指定薬物等に係る違法広告」という。）である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができることとした。（第七二条の五第二項及び第七六条の七の二第三項関係）

㈡　特定電気通信役務提供者は、㈠による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じないこととした。（第七二条の六及び第七六条の七の三関係）

4　教育及び啓発

国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めることとした。（第七六条の一一関係）

5　調査研究の推進

国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとすることとした。（第七六条の一二関係）

6　関係行政機関の連携協力

厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第七七条関係）

7　指定薬物等の依存症からの患者の回復に係る体制の整備

国及び地方公共団体は、近年における指定薬物等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二三号）（内閣府本府）

1　目的の改正

目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加することとした。（第一条関係）

2　定義の改正

「永住被害者」、「永住配偶者」等の必要な定義規定を置くこととした。（第二条関係）

3　滞在援助金の支給対象の拡大

滞在援助金の支給対象に、帰国し、又は入国した被害者の配偶者、子及び孫を加えることとした。（第五条第二項関係）

4　老齢給付金の創設

㈠　国は、次のいずれかに該当する永住被害者又は永住配偶者に対し、これらの者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給することとした。（第五条の二関係）

(1)　六〇歳以上である者

(2)　六〇歳未満である者であって六〇歳以上の永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるもの

㈡　老齢給付金の支給を受けることができる者は、その一部について、一時金の支給を選択することができることとした。（第五条の二関係）

5　配偶者支援金の創設

国は、次のいずれかに該当する永住配偶者に対し、配偶者支援金を、毎月、支給することとした。（第五条の三関係）

㈠　その者の配偶者である被害者が六五歳に達した後に死亡した者

㈡　その者の配偶者である被害者が六五歳に達する前に死亡した者であって次のいずれかに該当するもの

(1)　その者が六五歳以上であること。

(2)　(1)に掲げるもののほか、その者の配偶者である被害者が生存しているとしたならば六五歳以上であること。

6　特別給付金の創設

国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、老齢基礎年金等が支給開始年齢に達した日の属する月の翌月から当該被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った日の属する月まで支給されたとした場合における当該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令で定めるところにより計算した額の特別給付金を支給することとした。（第一一条の二関係）

7　追納支援一時金の創設

国は、帰国し、又は入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、当該納付を支援するため、追納支援一時金を支給することができることとした。（第一一条の三関係）

8　拉致被害者等給付金の支給の特例

国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から一〇年を経過した永住被害者又は永住配偶者であってその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、一〇年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から一五年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができることとした。（原始附則第二条関係）

9　施行期日等

㈠　その他所要の規定を設けることとした。

㈡　この法律は、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（法律第一二四号）（警察庁）

1　目的

この法律は、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めることにより、外国為替及び外国貿易法による措置と相まって、我が国が当該行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とした。（第一条関係）